

参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十五年二月三日(水曜日)午後三時五十一分開会

委員の異動

十二月二十九日委員木下友敬君及び阿具根登君辞任につき、その補欠として藤原道子君及び秋山長造君を議長において指名した。
一月三十日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
秋山 長造君
藤原 道子君
竹中 恒夫君

政府委員

厚生大臣官 森本 潔君
房官房長 増本 甲吉君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働大臣官 大野雄二郎君
房総務課長

本日の会議に付した案件

○理事補欠互選の件

○委員派遣承認要求に関する件

○社会保障制度に関する調査

○厚生省関係の今国会提出予定法案に関する件

○労働情勢に関する調査

○労働省関係の今国会提出予定法案に関する件

○委員長(加藤武徳君) それでは、ただいまから委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。十二月二十九日付をもって木下友敬君及び阿具根登君が辞任し、その補欠として藤原道子君及び秋山長造君が選任されました。また、一月三十日付をもって植竹春彦君が辞任し、その補欠として田畑金光君が選任されました。右報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 理事補欠互選の件についてお諮りいたします。委員会転出のため欠員となりました前理事阿具根登君及び木下友敬君の補欠互選を行ないます。その方法は、便宜上、成規の手続を省略して、委員長の指名とすることにいたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それでは、理事に藤田藤太郎君及び坂本昭君を指名いたします。

○委員長(加藤武徳君) この際、委員派遣についてお諮りいたします。北海道炭坑汽船夕張鉱業所坑内においてガス爆発による災害状況の実情調査のため、委員派遣を行なうこととし、日時、派遣委員その他については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認め、委員派遣を行なうことに決定いたしました。委員長は理事と協議の上、派遣委員、日時その他を決定して進めることにいたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、社会保障制度に関する調査、労働情勢に関する調査を議題といたします。

まず、厚生省関係の今国会提出予定法案の報告を聴取いたします。

○政府委員(森本潔君) ただいまお手元に配布いたしました提出予定法案の一覧表によりまして、今国会に予定しております法案を御説明いたします。

この表にございますのは、全部で十件でございます。うち、予算関係ありと書いてありますのが五件、ないのが五件でございます。逐次御説明申し上げます。

最初の、厚生省設置法の一部を改正する法律案、これは提出につきまして、内容としましては、社会保険研究所の設置について、これを付属機関として設置法に書くという問題でございますが、実は定員等の関係がありまして、

これ自体については問題が残っております。それから、すでに御存じかと思いますが、環境衛生部を環境衛生局にしたという希望がございまして、これもまだベンディングでございますので、この二つの問題が解決いたしませんと、設置法の提出はできないという状態でございます。まあ相当未確定の要素を持っております。

その次の、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案、これは現在でございます。原爆医療法の一部を改正いたしまして、その内容としましては二点ございまして、一つは、原爆被害者が一般の疾病にかかりました場合においても医療の給付をしようというわけでございまして、原爆の被害者は病気にかかりやすい、あるいは病気がかかった場合に、普通の場合よりも長い間の療養を要するということより、特別な事情がございまして、一般疾病についても療養の給付をみようというところが第一でございます。

それから第二点としましては、原爆症の認定を受けた患者、すなわち、原爆症そのものが患者でございまして、その者に対しては、治療の期間中、医療手当を支給して医療の万全を期したいというものでございまして、金額につきましては、月二千円程度の医療手当を予算では見ております。この以上の二点が原爆法の改正の要点でございます。これは予算関係もございまして、必ず提出いたすことになり

次に、医療金融公庫法案、これは予算関係ありでございます。すでに御存じかと思いますが、公的医療機関につきましましては、国費あるいは地方公共団体の経費によって資金の道があり、あるいは起債でありますとか、国庫補助等、資金的な措置が講じてござい

ますが、私的医療機関につきましてはこれらの措置がないわけでございまして、今後国民皆保険等になりますと、公的医療機関、私的医療機関相並びまして医療を担当するわけでございまして、私的医療機関に対しまして、十分なる金融措置をいたしたいという考えでございます。その趣旨によりまして私的医療機関に対しまして、長期かつ低利の資金を融通することができま

すところの医療金融公庫を設置することにしたところであります。これは予算が、出資金十億、それから借入金二十億の資金で初年度に予定いたしております。これも予算関係法案でございますので、必ず提出いたさねばならぬと考えております。

次の、精神薄弱者福祉法案、これは予算関係ありでございます。現在十八才以上の精神薄弱者に対しては、特別の保護措置がございせん。十八才以下の子供につきましては、児童福祉法によりまして、精神薄弱児としましてその保護が講ぜられておりますが、十八才以上の者に対しては保護がございせんので、十八才未満の者と

同様に保護をしたいというわけでござい

ます。その内容としましては、精神薄

弱者福祉司等を設けまして、精神薄弱者の相談あるいは判定、指導をいたします。それから精神薄弱者更生相談所というものを設けてこれらの指導をいたします。なお、精神薄弱者を収容いたしまして保護を加える、あるいは通院施設によって保護を加えるいわゆる精神薄弱者施設を設けてその保護をいたしたいというものでございます。法律の内容としましては、現在ございす身体障害者福祉法と同じような筋骨きになろうかと思ひます。本件も予算関係法案でございしますので、提出をいたさねばなりません。

その次は、社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案でございす。予算関係ありでございす。これは先般、国民年金法の施行に伴ひまして、この法律が一部改正になりまして、社会保険審査会の仕事としまして、ここにございすように、国民年金の年金給付あるいは保険料等の賦課徴収処分に対しまして不服のあるものに対する再審機関としまして社会保険審査会があるわけでありすが、それに対して、国民年金の不服についても、あわせ審査することができるようになりまして、今回は、この業務量の増大に伴ひまして、社会保険審査会委員の定員を、従来三名でございしたのを、倍の六名に増員しようということにございす。内容は、三名から六名に増員になるといふことが内容でございす。なお、これに関連しまして、この審査の手続、方法等について若干の条文整理を行なうようになろうかと考えます。それから次は、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案でござ

いす。これは未帰還者が帰還をいたしましてから三年間はその病氣に對しましては國費をもちまして療養の給付をいたしてあります。それから必要がある場合には、さらに四年間延ばしてやることになっております。ところが、この三年と四年と合せて合計七七年の療養の給付期間があるわけにございすが、それが昭和三十五年の八月三十一日で期限が切れるわけにございす。それで現に療養しておるもので八月三十一日以後になりますと療養の給付を受けられませんが、さらにもう二年間延長して療養の給付を受けられるようにいたしたいと思ひてございす。

それから次が榮養士法等の一部を改正する法律案、以下予算関係なしでございすが、これは三点ございまして、一つは榮養士の養成施設におきまして、一つの修業年限を現在二年でございすが、それを三年に延長すること、第一点、それから第二点は、現行の榮養士試験制度は養成施設を出ない者について試験制度で資格を与えておりますが、今後は三年の養成施設を出た者に対して國家試験をして免許をする、こういうふうになすわけにございす。この二点が榮養士法の改正でございまして、第三点は、これは榮養改善法の改正でございすが、榮養士法改正の付則として改正をしたいと思ひてゐるわけにございす。内容は、集團給食施設におきましては榮養士を置くか、あるいは榮養指導員の榮養指導を受けなければならぬという規定が榮養士法にございすが、その指導を受けるべき範囲でございすが、

現行法におきまして一回の給食が百食、それから一日の給食が二百五十食以上の施設においては、榮養士を置くか、あるいは榮養士を置かぬ場合には榮養指導を受けなければならぬということになっておりますのを、これを一回百食を五十食に、それから一日二百五十食を百五十食に引き下げて、給食施設の對象の範圍を広げたいというものでございす。この法律につきましては、文部省關係との間にまだ若干調整を要する点がございすので、提出時期につきましてはまだ未確定のものにございす。

次の消費生活協同組合資金の貸付に關する法律の一部を改正する法律案、これは都道府縣がこの消費生活協同組合の貸付に關する法律によつて生協の共同施設に對して貸付を行なつておりますが、その貸し付ける資金に對しまして、県の出しますと同額の金を國が県に貸付をいたしておるわけでありす。そして一定の期間が過ぎますと、県はまたその金を國に返すということになっております。これを改めまして、県に特別會計を設けまして、國から借りた金はまた國へ返さないで特別會計の金にプールをして、財源としてさらに県の段階で貸すと、こういうふうになしたいと思ひてゐるものでございす。この法律につきましては、大體大蔵省と話し合ひがついておるもので、ほぼ出せる見込みでございす。

それから次の船員保險法の一部を改正する法律案、これは労働省から昨年未御提案になりました労災保險法の改正と關連するものでございまして、労災保險法におきまして職務上の傷病について療養の給付期間の延長でありまして、その他新しい措置がとられておりますが、船員につきましても同様これにならしまして、これに準じまして改正を要するものと考えられますので、提出を予定しておるわけにございす。

以上がこの表の説明でございすが、が、なお、このほかに若干問題がございすので、補足して申し上げたいと思ひます。三件ございまして、一つは診療エキス線技師法の一部改正でございす。これはレントゲン技師が扱いますのは、レントゲンの照射だけでございすが、最近でございましたガンマ線の照射もレントゲン技師に取り扱はしてはどうかという改正でございす。これは医学的にも若干問題があるようございすので、その辺の検討を待つてから提出するかどうかをきめたいと思ひております。

地指導をするということになっておりますが、その人が受胎調節の実地指導をされず場合に必要医薬品——むしろ避妊用の医薬品でございすが、それを販売することができるといふ規定がございす。これは時限立法でございまして、昭和三十五年七月三十一日までということになっております。

それから次は、優生保護法の一部改正でございすが、これは優生保護法によりまして、受胎調節の実地指導員というのがございす。これは産婆さん、保健婦さん、あるいは看護婦さんで一定の講習を受けた者が、受胎調節実

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。

本日の調査はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

十二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
一、じん肺法案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第四章 保険料」を「第四章 費用の負担 給付の特例」に改める。

第三条第二項中「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四十九号」を加え、同条第三項中「第一号乃至第十五号」を「第一号から第十五号まで」に改め、「船員法」の下に「昭和二十二年法律第百号」を加える。

第十二条第一項中「範囲は、」の下に「第十二条の三第一項に規定するもののほか」を加え、同項第二号中「平均賃金」を「労働基準法第十二条の平均賃金(以下「平均賃金」という。)」に改め、同項第三号を次の

ように改め、同項第六号を削る。

三 障害者補償費(別表第一に定めるもの)

イ 第一種障害者補償費

ロ 第二種障害者補償費

第十二条第二項中「第七十五条乃至第八十一条」を「第七十五条から第八十条まで」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の四号を加える。

第十二条の二 第一種障害者補償費を受ける労働者の当該障害の程度に變更があつたため、新たに別表第一中の他の障害等級に該当するに至つた場合は、政府は、命令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害者補償費を支給するものとし、その後は、従前の障害者補償費は、支給しない。

第十二条の三 政府は、療養補償費若しくは第十二条第三項の療養の給付を受ける労働者又は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても、当該負傷又は疾病が治らない場合においては、長期傷病者補償を行なうことができる。

前項の長期傷病者補償を行なうこととなつた場合には、その後は、第十二条第一項各号に規定する災害補償は、行なわれない。

第十二条の四 長期傷病者補償の種類は、左のとおりとする。

一 傷病給付
イ 第一種傷病給付
ロ 第二種傷病給付

二 障害給付

イ 第一種障害給付
ロ 第二種障害給付

三 遺族給付

四 葬祭給付

第一種傷病給付は病院又は診療所への収容によらない療養を必要とする場合に、第二種傷病給付は病院又は診療所への収容による療養を必要とする場合に行なう。

障害給付は、傷病給付を受ける労働者の当該負傷又は疾病が治つた場合において、身体に別表第一の障害等級に該当する程度の障害が存するときに行なう。

遺族給付及び葬祭給付は、長期傷病者補償を受ける労働者が当該負傷又は疾病により、長期傷病者補償の開始後六年以内に死亡した場合に行なう。

第十二条の五 長期傷病者補償(葬祭給付を除く。)の給付の内容は、別表第一から別表第三までに定めるところによる。

葬祭給付の額は、平均賃金の六十日分とする。

第十二条の二の規定は、第一種障害給付について準用する。

第十三条中「前条第一項第一号の療養補償費又は同条第三項の療養」を「療養補償費若しくは第十二条第三項の療養又は第二種傷病給付に係る療養若しくは療養の費用」に改める。

第十五条第一項中「第一号乃至第四号及び第六号」を「第一号から第四号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は第十二条の四第

一項第一号から第三号までの規定による保険給付について、前項の規定は同条第一項第四号の規定による葬祭給付について準用する。

第十六条を次のように改める。
第十六条 第二種障害者補償費及び遺族補償費並びに第二種障害給付及び遺族給付は、命令で定めるところにより、六年以内の範囲内において、分割して毎年支給する。ただし、命令で定めるところにより、一時に支給することを妨げない。

第一種障害者補償費並びに傷病給付(第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に關する部分を除く。及び第一種障害給付は、命令で定めるところにより、毎年支給する。

第十九条の次に次の二条を加える。
第十九条の二 第十七条及び第十八条の規定は、第一種障害者補償費及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条の規定は、第一種障害者補償費(当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものを除く。及び長期傷病者補償については、適用しない。

前条(保険加入者の故意又は重大な過失に係る部分に限る。)の規定は、第一種障害者補償費(当該負傷又は疾病について療養を開始した日から三年以内の期間に係るものに限る。)については、適用しない。

第十九条の三 労働基準法第八十四条第一項の規定の適用については、第一種障害者補償費又は長期傷病者補償は、それぞれ、同法第七十七七条の規定による同法別表第一の

等級第一級から第三級までに係る障害者補償又は同法第八十一条の規定による打切補償に相当する保険給付であり、かつ、それらの価額は、これらの同法の規定による災害補償の価額に等しいものとみなす。

労働者が長期傷病者補償を受けることとなつた場合は、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、同法第八十一条の規定により打切補償を支払つたものとみなす。

「第四章 保険料」を「第四章 費用の負担」に改める。
第二十七条中「三年を経過したものの」についての「保険給付」の下に「(第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十条の二第一項第一号中「保険給付」の下に「(第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下次号において同じ。)」を加える。

第三十一条第三項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第三十二条第四項及び第五項第三号中「十円未満」を「百円未満」に改める。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 国庫は、命令で定める算定基準に従い、じん肺(じん肺法(昭和三十五年法律第

号)第二条第一項第一号に規定するじん肺をいう。以下この項において同じ。)、外傷性せき腫障害

者補償は、じん肺をいう。以下この項において同じ。)、外傷性せき腫障害

その他政令で定める負傷及び疾病に係る長期傷病者補償に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その二分の一（じん肺に係る部分については、四分の三）を負担する。

国庫は、政令で定めるところにより、第一種障害補償費の給付に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その一部を負担する。

第四章の次に次の一章を加える。

第三十四条の三 政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつてい

疾病が保険関係の成立後に発生したものとみなして、第三章の規定により、第一種障害補償費の給付を行なうものとする。

政府は、保険加入者の申請により、その者が保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつてい

労働者の過半数が希望する場合は、前二項の申請をしなればならぬ。

第三十四条の四 政府は、前条第一項又は第二項の規定により第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、これらの給付の平均受給年数を基礎として命令で定める期間につき、

特別保険料を徴収する。
特別保険料の料率は、第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償に關して必要な費用を基礎として、命令で定める。

第三十四条の五 第三十四条の三第一項又は第二項の規定により第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者は、前条第一項の命令で定める期間内は、第十一条第一項の政府の承諾を受けることができない。

第三十四条の六 第二十五条、第二十八條から第三十條まで、第三十條の三及び第三十二條の規定は、特別保険料について準用する。この場合において、第二十八條第一項中「保険年度の中途に保険関係が成立したものとについては、保険関係成立の日」とあるのは、「保険年度の中途に第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつたものについては、その日」と、同条第二項中「全期間」とあるのは

「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後の事業の期間（事業が終了する日前に第三十四條の四第一項の命令で定める期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と、「保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」と、

「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後の事業の期間（事業が終了する日前に第三十四條の四第一項の命令で定める期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と、「保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」と、

あるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から」と、第三十條中「又は保険関係が消滅した日」とあるのは、「保険関係が消滅した日又は第三十四條の四第一項の命令で定める期間が経過した日」と読み替へるものとする。

第三十五條の二中「第三十條第二項の下に（これらの規定を第三十四條の六において準用する場合を含む。）を、「保険料」の下に「又は特別保険料」を加える。

第四十條後段中「訴訟法」の下に

「（明治二十三年法律第百五号）」を加える。

第四十七條中「文書」の下に「その他の物件」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第四十七條の二 行政庁は、保険給付に關して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする労働者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることが出来る。

第四十九條中「命令の定めるところによつて、」の下に「医師その他診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療に關する事項について、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をさせ、又は」を加え、「診療録その他の帳簿書類」を「これらの物件」に改める。

別表第一 障害補償費及び障害給付表

種別	障害等級	給付の内容
第一種	第一級	当該障害が存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
	第二級	同 二一三日分
	第三級	同 一八八日分
	第四級	平均賃金の九二〇日分
第二種	第一級	同 二七〇日分
	第二級	同 二〇〇日分
	第三級	同 一四〇日分
第三種	第一級	同 九〇日分
	第二級	同 五〇日分
	第三級	同 五〇日分

種別	障害等級	給付の内容
第一種	第一級	当該障害が存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
	第二級	同 二一三日分
	第三級	同 一八八日分
	第四級	平均賃金の九二〇日分
第二種	第一級	同 二七〇日分
	第二級	同 二〇〇日分
	第三級	同 一四〇日分
第三種	第一級	同 九〇日分
	第二級	同 五〇日分
	第三級	同 五〇日分

備考 この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

別表第二 傷病給付表

種 別	給 付 の 内 容
第一種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
第二種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の一八八日分及び必要な療養又は療養の費用

別表第三 遺族給付表

区 分	給 付 の 内 容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	平均賃金の 一〇〇〇日分
同 一年をこえ二年以内に死亡した場合	同 八四九日分
同 二年をこえ三年以内に死亡した場合	同 六八九日分
同 三年をこえ四年以内に死亡した場合	同 五二四日分
同 四年をこえ五年以内に死亡した場合	同 三五五日分
同 五年をこえ六年以内に死亡した場合	同 一八〇日分

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

第二条 けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法の廃止

第三条 けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法(昭和三十一年法律第九十一号。以下「旧特別保護法」という。)は、廃止する。

(給付に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前に生じた改正前の労働者災害補償保険法第十二条第二項に規定する事由に係る災害補償については、なお従前の例による。

第四条 旧特別保護法又はけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に關する臨時措置法(昭和三十三年法律第四十三号。以下「旧臨時措置法」という。)の規定による療養給付、傷病手当その他の給付であつて、この法律の施行の日の前日までの間に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の日の前日において旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による療養給付を受けるべきであつた者であつて、労働省令で定めるところにより、都

道府県労働基準局長がこの法律の施行の日以降引き続き療養を必要とする者として認定したものは、同日において、労働者災害補償保険法の適用を受ける者であり、かつ、長期傷病者補償の給付の決定があつたものとみなす。

道府県労働基準局長がこの法律の施行の日以降引き続き療養を必要とする者として認定したものは、同日において、労働者災害補償保険法の適用を受ける者であり、かつ、長期傷病者補償の給付の決定があつたものとみなす。

2 前項の規定により長期傷病者補償を受ける者については、改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、遺族給付及び葬祭給付は行なわれないものとし、その者に支給すべき傷病給付(第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に關する部分を除く。)又は第一種障害給付の年額は、それぞれ、新法の規定による年額から平均賃金の七十九日分を減じた額とする。

3 第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定に關する処分に不服がある者は、新法の規定による療養給付に關する決定に対する異議の例により、審査若しくは再審査の請求をし、又は訴訟を提起することができる。

第六条 旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による事業主の負担金であつて、この法律の施行の日

の前の日までの間に係るものについては、第二項及び第三項の規定によるほか、なお従前の例による。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正)

第十条 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号、以下次項において「応急措置法」という。)の一部を次のように改正する。

第一項中「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(昭和三十一年法律第九十一号)第一条から第十三条までの規定(国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。)、けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第四十三号)第一条及び第二条の規定(国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。)」を削る。

2 この法律の施行の際現に改正前の応急措置法第一項の規定により旧特別保護法第十一条から第十三条までの規定による給付に相当する給与を受けるべき政府職員に係る当該給与については、なお改正前の応急措置法の例による。

(労働省設置法の一部改正)
第十一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加え、同条第三十二号中「文書」の下に「その他の物件」を加え、同条第三十二号の二を次のように改め、第三十二号の三から第三十二号の五までを削り、第三十二号の

六を第三十二号の三とし、第三十二号の七を第三十二号の四とする。

三十二の二じん肺法(昭和十五年法律第 号)に基づいて、労働者の健康管理の区分の決定及び作業の転換の給付をすること。

第八条第一項中第六号の二を次のように改め、第六号の三及び第六号の四を削り、第六号の五を第六号の三とする。

六の二じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

第八条第一項第十一号中「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法、けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法」を「じん肺法」に改め、同条第二項中「第六号の三及び第六号の四」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺審議会」を「じん肺審議会」に、「けい肺に関する重要事項」を「じん肺に関する重要事項」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第十二条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二條本文、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十六條及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第二十八條第一項本文」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二條本文(同法第三十四條の六において準用する場合を含む。)、及び失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十六條」に改める。

2 改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律は、この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法第二十八條第一項本文の規定により徴収する延滞金については、適用しない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
第十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項を削る。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
第十四条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(昭和三十一年法律第九十一号)第三十二條第一項を削る。

第七條第一項及び第十五條第一項第五号中「又はけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を削る。

第二十五條中「失業保険法第四十條第一項及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を削る。

第三十六條中「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護制度」を削る。

第四十六條第一項第六号中「又はけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第三十二條第一項」を削る。

2 この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法の規定による給付に関する決定に係る審査及び再審査については、なお改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法の例による。

又は療養の費用に関する部分を除く。以下この条において同じ。の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額(附則第五条第二項の規定の適用を受ける者については、同項の規定による年額以下次項において同じ。)から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する額を減じた額とする。

2 新法の規定による第一種障害補償費、傷病給付又は第一種障害給付を受ける労働者が、同時に、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の規定による公務による廃疾年金を受けることができる場合(同法第八十六條の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。)には、その者に支給すべきこれらの保険給付の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による当該保険給付の年額から当該公務による廃疾年金の額の百分の七十に相当する額を減じた額とする。

第十六條 新法の規定による第一種障害補償費又は傷病給付若しくは第一種障害給付を受ける労働者については、政府は、当分の間、命令で定めるところにより、労働省において作成する毎月労働統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額(以下この項において「平均給与額」という。)が当該労働者、又は疾病にかかった日の属する年における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合において、そ

の状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該保険給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に關する部分を除く。）の額を改訂して支給する。

2 前項の規定は、附則第五条第二項の規定により新法の規定による傷病給付又は第一種障害給付の年額から減すべき額について準用する。

（国庫負担等の検討）

第十七条 新法第三十四条の二及び前二条に規定する事項については、社会保障に關する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

じん肺法案

じん肺法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 予防及び健康管理（第五条—第二十三条）	第三章 じん肺審議会（第二十四条—第三十一条）	第四章 政府の援助等（第三十二条—第三十五条）	第五章 雑則（第三十六条—第四十四条）	第六章 罰則（第四十五条—第四十六条）	附則	第二章 総則
第一条 この法律は、じん肺に關							

し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 じん肺 鉱物性粉じん（以下「粉じん」という。）を吸入することによつて生じたじん肺及びこれと肺結核の合併した病気をいう。
 - 二 粉じん作業 当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。
 - 三 労働者 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。
 - 四 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者で、粉じん作業を行なう事業に係るものをいう。
- 2 前項第二号の粉じん作業の範囲は、労働省令で定める。
- 第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行なうものとする。
- 一 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査及び粉じん作業についての職業の調査

二 胸部に關する臨床検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査

四 労働省令で定める方法による心肺機能検査

2 胸部に關する臨床検査は、前項第一号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていないと診断された者以外の者について行なう。

3 結核精密検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果、肺結核が合併し、又は合併している疑いがあるじん肺にかかつていないと診断された者について行なう。ただし、エックス線写真に一側の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影（じん肺によるもの（肺結核のみによるものを除く。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）があると認められる者を除く。

4 心肺機能検査は、第一項第一号及び第二号の検査及び調査の結果じん肺にかかつていないと診断された者について行なう。ただしエックス線写真に一側の肺野の二分の一をこえる大きさの大陰影があると認められる者及び結核精密検査の結果活動性の肺結核があると診断された者を除く。

（エックス線写真の像及び健康管理の区分）

第四条 じん肺のエックス線写真の像は、次の表の中欄及び下欄に掲げるところにより、第一型から第四型までに区分するものとする。

型	粒状影を主とする像	異常線状影を主とする像
第一型	両肺野のそれぞれ二肋間以上三分の一以下の範囲に、明らかな粒状影（じん肺によるもの（肺結核のみによるものを除く。）でその大きさが点大以上のものに限り、以下この表において同じ。）があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が粗である異常線状影（じん肺によるもの）に限る。以下この表において同じ。）があり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野のそれぞれ三分の一をこえる範囲に、分布が粗である明らかな粒状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が密である異常線状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの（第三型に該当するものを除く。）
第三型	両肺野のそれぞれ三分の一をこえる範囲に、分布が密である明らかな粒状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野に分布が著しく密である異常線状影があり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	明らかな粒状影があり、かつ、両肺野又は一側の肺野に大陰影があると認められるもの	異常線状影があり、かつ、両肺野又は一側の肺野に大陰影があると認められるもの

2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行なうものとする。

健康管理の区分	じん肺健康診断の結果
管理一	一 じん肺にかかつていないと認められるもの 二 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、肺結核がないと認められるもの

管理二

管理三

一 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（エックス線写真の像が第二型と認められるもので粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。）

二 エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等度以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が十年以内の者に係るものを除く。）

三 エックス線写真の像が第一型又は第二型で、じん肺による心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがない肺結核があると認められるもの

一 エックス線写真の像が第一型、第二型又は第三型で、じん肺による中等度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。）

二 エックス線写真の像が第二型で、じん肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が五年以内の者に係るものを除く。）

三 エックス線写真の像が第三型で、じん肺による中等度以上の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの（粉じん作業に従事した期間が十年以内の者に係るものを除く。）

四 エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限り）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの

五 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限り）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核があると認められるもの

管理四

一 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一以下のものに限り）で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状があると認められるもの

二 エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一をこえる大きさのものに限り）と認められるもの

三 エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型で活動性の肺結核があると認められるもの

第二章 予防及び健康管理

（使用者及び労働者の義務）

第五條 使用者及び労働者は、じん肺の予防に關し、労働基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、粉じんの発散の抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（教育）

第六條 使用者は、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺に關する予防及び健康管理のために必要な教育を行わなければならない。

（就業時診断）

第七條 使用者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該作業に従事することとなつた前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者であつて、その時前三月以内に労働基準法第五十二條第一項の健康診断を受けたものその他労働省令で定める労働者につ

いては、この限りでない。

（定期診断）

第八條 使用者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。）

二年

二 常時粉じん作業に従事する労働者で健康管理の区分が管理二又は管理三であるもの

一年

三 第二十一條第一項の勧告を受けて、当該事業場において、常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者で健康管理の区分が管理三であるもの

一年

（定期外診断）

第九條 使用者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

一 常時粉じん作業に従事する労働者が、労働基準法第五十二條第一項の健康診断において、当

該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかつたと診断されたとき（当該健康診断を行なう前において、じん肺にかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された労働者について、当該肺結核が活動性のものであると診断されたときを除く。）。

二 第二十一條第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二條第一項の健康診断において、当該健康診断の直前のじん肺健康診断の後新たに肺結核にかかり、かつ、それが不活動性のものであると診断されたとき。

三 健康管理の区分が管理四である労働者が、医師により療養を要しなくなつたと診断されたとき。

（労働基準法の健康診断との関係）

第十條 使用者は、じん肺健康診断を行なつた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二條第一項の健康診断を行なわなくてもよい。

（受診義務）

第十一條 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第七條から第九條までの規定により使用者が行なうじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なうじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行なうじん肺健康診断を受け、当該エック

ス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を使用者に提出したときは、この限りでない。

(エックス線写真等の提出)

第十二条 使用者は、第七条から第九条までの規定によりじん肺健康診断を行なつたとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、じん肺にかかつていると診断された労働者について、当該エックス線写真及び次の各号に掲げる書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一 じん肺健康診断の結果を証明する書面

二 粉じん作業についての職歴を証明する書面

三 胸部に関する臨床検査の結果を証明する書面

四 結核精密検査の結果を証明する書面

五 心肺機能検査の結果を証明する書面

2 使用者は、常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理一、管理二又は管理三と決定された者に限る。）又は第二十一条第一項の勧告を受けて当該事業場において常時粉じん作業以外の作業に従事している労働者が、労働基準法第五十二条第一項の健康診断の結果次の各号の一に該当する場合、遅滞なく、当該エックス線写真及び健康診断の結果を証明

する書面その他労働省令で定める書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

一 直前のじん肺健康診断の後、新たに肺結核にかかり、かつ、それが活動性のものであると診断されたとき。

二 直前のじん肺健康診断の後、従前不活動性であつた肺結核が活動性のものでなつたと診断されたとき。

三 直前のじん肺健康診断の後、従前病勢の進行のおそれがないと認められた肺結核（健康管理の区分が管理二である者に係るものに限る。）が、病勢の進行のおそれがある不活動性のものでなつたと診断されたとき。

(健康管理の区分の決定等)

第十三条 第七条から第九条までは、前条ただし書の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺にかかつていないと診断された者の健康管理の区分は、管理一とする。

2 都道府県労働基準局長は、前条の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断又は労働基準法第五十二条第一項の健康診断に関する書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診療医の診断又は審査により、当該労働者がじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分の決定をするものとする。

3 都道府県労働基準局長は、地方じん肺診療医の意見により、じん肺が相当に進行している疑いがあると認められる労働者について、

前項の決定を行なうため必要があると認めるときは、使用者に対して、期日又は方法を指定してエックス線写真の撮影又は労働省令で定める範囲内の検査を行なうべきことを命ずることができる。

4 使用者は、前項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なつたときは、遅滞なく、都道府県労働基準局長に、当該エックス線写真又は検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。

5 第十一条本文の規定は、第三項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なう場合に準用する。

(通知)

第十四条 都道府県労働基準局長は、前条第二項の決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を当該使用者に通知するとともに、遅滞なく、第十二条又は前条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該労働者に通知しなければならない。

(臨時申請)

第十五条 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者は、何時でも、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを

申請することができる。

2 前項の規定による申請は、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面、当該じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を添えてしなければならない。

3 第十三条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、第一項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第十三条第三項及び第四項中「使用者」とあるのは「申請者」と、前条第一項中「当該使用者」とあるのは「申請者及び申請者を使用する使用者」と読み替へるものとする。

第十六条 使用者は、何時でも、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、じん肺健康診断を行ない、都道府県労働基準局長にじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による申請に、第十三条第二項から第四項まで及び第十四条の規定は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(記録)

第十七条 使用者は、労働省令で定めるところにより、その行なつたじん肺健康診断及び第十一条ただし書の規定によるじん肺健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

(不服の申立て)

条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の決定に不服のある者は、労働大臣に不服の申立てをすることができる。

2 前項の不服の申立てをしようとする者は、第十四条第一項（第十五条第三項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から六十日以内に、労働省令で定める事項を記載した申立書を提出しなければならない。

3 第一項の不服の申立ては、当該決定をした都道府県労働基準局長を経由して行なわなければならない。

4 第二項の申立書には、労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

5 訴訟法（明治二十三年法律第五号）第八条第三項の規定は、第一項の不服の申立てに準用する。

(裁決)

第十九条 労働大臣は、中央じん肺診療医の診断又は審査により、前条第一項の不服の申立てに理由があることを認めるときは、裁決において、当該決定を取り消し、かつ、当該労働者又は労働者であつた者がじん肺にかかつているかどうかの別及びその者の健康管理の区分を決定するものとする。

2 労働大臣は、中央じん肺診療医の診断又は審査により前条第一項の不服の申立てに理由がないと認めるとき、又はその申立てが不適

法であると認めるときは、裁決において理由を附して却下しなければならない。ただし、申立ての手続の方式に欠けたものがあるときは、これを補正させなければならない。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の不服の申立てがあつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「使用者」とあるのは「申立人」と読み替へるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、労働省令で定める事項を記載した裁決書をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由して、申立人に通知するとともに、前条第四項の規定又は第三項において準用する第十三条第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。

5 労働大臣は、裁決をしたときは、当該都道府県労働基準局長を経由して、裁決書の写を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

(労働省令への委任)

第二十条 前二条に規定するもののほか、第十八条第一項の不服の申立てに関し必要な事項は、労働省令で定める。

(作業の転換)

第二十一条 都道府県労働基準局長は、健康管理の区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の

作業に常時従事させるべきことを勧告することができる。

2 使用者は、前項の勧告を受けたときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。

3 使用者は、第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(転換手当)

第二十二条 使用者は、前条第一項の勧告を受けた労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者に対して、労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額の転換手当を支払わなければならない。

(療養)

第二十三条 健康管理の区分が管理四と決定された者は、療養を要するものとする。

2 使用者は、第十四条第一項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその使用する労働者の健康管理の区分が管理四と決定された旨の通知を受けたときは、第十四条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知において、その者が療養を要する旨を明らかにしなければならない。

第三章 じん肺審議会

(設置)

第二十四条 労働省に、じん肺審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十五条 審議会は、労働大臣その他の関係大臣の諮問に応じて、じん肺に関する予防、健康管理その他に關する重要事項について調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、二十人以上の委員をもつて組織する。

2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、議決に加わることができない。

(委員及び専門委員)

第二十七条 委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十八条 審議会に、会長を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。

(部会)

第二十九条 審議会に、その議決により部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に属する委員の互選により、部会長を置く。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

(庶務)

第三十条 審議会の庶務は、労働省労働基準局において処理する。

(労働省令への委任)

第三十一条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 政府の援助等

(技術的援助等)

第三十二条 政府は、使用者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の抑制、じん肺健康診断その他じん肺に關する予防及び健康管理に關し、必要な技術的援助を行なうように努めなければならない。

2 政府は、じん肺の予防に關する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうために必要な施設の整備を圖らなければならない。

(粉じん対策指導委員)

第三十三条 都道府県労働基準局及び鉱山保安監督部に、使用者が行なうじん肺の予防に關する措置について必要な技術的援助を行なわせるため、粉じん対策指導委員を置くことができる。

2 粉じん対策指導委員は、衛生工学に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣又は通商産業大臣が任命する。

3 粉じん対策指導委員は、非常勤とする。

(職業紹介及び職業訓練)

第三十四条 政府は、第二十一条第一項の勧告を受けてもなお当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができない労働者のために、職業紹介及び職業訓練に關し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(就労施設等)

第三十五条 政府は、じん肺にかかつた労働者であつた者の生活の安定を圖るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を回るための施設の整備その他に關し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(公課の禁止)

第三十六条 租税その他の公課は、転換手当を標準として課することができない。

(譲渡等の禁止)

第三十七条 転換手当の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(時効)

第三十八条 転換手当の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(じん肺診査医)

第三十九条 この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに關する事務を行なわせるため、都道府県労働基準局に地方じん肺診査医を置く。

2 中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医（以下この条及び次条において「じん肺診査医」という。）は、じん肺に關し相當の學識經驗を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3 じん肺診査医は、非常勤とすることが出来る。

（じん肺診査医の権限）

第四十条 じん肺診査医は、この法律の規定による診断又は審査のため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することが出来る。

2 前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第四十一条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第四十二条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又粉じんの測定若しくは分析を行なうことができる。

2 前項の規定により立入検査をす

る労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十三条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（報告）

第四十四条 労働大臣、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者に、じん肺に關する予防及び健康管理に關する事項を報告させることができる。

第六章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第六条から第九条まで、第十二条、第十三条第四項、第十四条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む）、第十七条、第二十二条又は第二十三条第二項の規定に違反した者

二 第十三条第三項の規定による命令に違反した者

三 第四十条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十二条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査、測定若しくは分

析を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第四十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第四十六条 前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行の日から六月間に、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者については、第七條中「その就業の際」とあるのは、「就業の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間に」とする。ただし、この法律の施行の日の前日において、旧けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第三條第一項の規定の適用を受けていた使用者に係る場合は、この限りでない。

2 この法律の施行の際に常時粉じん作業に従事することとなつてゐる労働者（この法律の施行の日の前日において旧法第三條第二項又は第三項の規定の適用を受けていた労働者を除く。）に対して、この法律の施行後最初に行なうべき第八條の規定によるじん肺健康診断は、昭和三十五年十二月三十一

日までに行なわなければならない。

第三条 この法律の施行前に、旧法の規定により行なつたけい肺健康診断及び心臓機能検査その他の検査は、労働省令で定めるところにより、この法律の相當規定により行なつたじん肺健康診断又は心臓機能検査その他の検査とみなす。

2 旧法第八條第一項の勧告を受けて、この法律の施行前に粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた労働者は、第八條、第九條及び第十二條第二項の規定の適用については、第二十一條第一項の勧告を受けて転換したものとみなす。

第四条 この法律の施行前に、旧法第四條の規定により行なつたエックス線写真及び粉じん作業についての職歴を証明する書面その他の書面の提出は、第十二條の規定により行なつたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法の規定によりしたけい肺にかかつてゐるかどうかの決定及びけい肺第一症度、けい肺第二症度、けい肺第三症度又はけい肺第四症度の決定は、この法律の規定によりしたじん肺にかかつてゐるかどうかの別の決定又は管理一、管理二、管理三若しくは管理四の決定とみなす。

3 前項の規定により、じん肺にかかつていないと決定されたものとみなされた労働者は、第十三條第一項の規定により健康管理の区分が管理一となつたものとみなす。

第五条 旧法第六條第一項又は第七條第一項の規定によりした申請で、この法律の施行前にこれらの

規定による決定がなかつたものは、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定によりしたものとみなす。

第六条 旧法第八條第一項の規定によりした勧告で、この法律の施行の際なお従前の粉じん作業に常時従事してゐる労働者に係るものは、第二十一條第一項の規定によりしたものとみなす。

第七条 旧法第三十一條第一項の規定による不服の申立てで、この法律の施行の時までに裁決がなかつたものは、第十八條第一項の規定によりしたものとみなす。

（国会職員法の一部改正）
第八条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を、「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第

号）に改める。
（国家公務員法の一部改正）
第九条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を、「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第

号）に改める。
（地方税法の一部改正）
第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八 じん肺法（昭和三十五年法律第 号）の規定による

転換手当

第六百七十二条中第八号を次のように改め、第八号の二を削る。

八 じん肺法の規定による転換手当

（自衛隊法の一部改正）

第十一条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第 号）」に改める。

第三十三回国会第十二号中正誤

ページ 行 誤 正

二五 終り 八 小倉 小泉

昭和三十五年二月六日印刷

昭和三十五年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局